

平成 28 年度第 3 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 29 年 2 月 22 日（水）
午後 2 時から
場所 かすみがうら市役所
千代田庁舎 第 1 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 3 号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

報告第 4 号 地域公共交通再編実施計画（案）の進捗状況について

報告第 5 号 霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について

承認第 3 号 平成 29 年度デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者について

議案第 6 号 平成 29 年度地域公共交通運行計画（案）について

議案第 7 号 高齢者運転免許証自主返納支援事業について

4 その他

5 閉会

報告第3号 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、対象事業の事業評価（自己評価）を実施し、関東運輸局へ提出したので報告するものです。

■評価対象事業：地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）

・霞ヶ浦広域バス運行費補助（対象事業期間：H27.10.1～H28.9.30）

【平成28年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の流れ】					
H27.6→	H27.9→	H27.10～ H28.9→	H29.1→	H29.2	
かすみがうら市生活交通 確保維持改善計画申請 （地域内フィーダー系統 確保維持計画）	計画認定及 び補助額 （4,210千 円）内定	事業実施期間 （霞ヶ浦広域 バスの運行）	自己評価 （一次評価）	二次評価 （第三者評価委 員会が審議した 評価案結果を踏 まえ関東運輸局 が実施）	二次評価 結果通知

※二次評価結果は、必要に応じて次期生活交通確保維持改善計画等に反映させる。

.....

○地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持事業）
事業評価 [報告第3号／別紙1]

○地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持事業）
概要 [報告第3号／別紙2]

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

平成29年1月27日

協議会名：かすみがうら市地域公共交通会議

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
関鉄グリーンバス(株)	系統名：霞ヶ浦広域バス 運行区間：玉造駅～土浦駅	前回は利用者と収支率が目標に届かなかったため、平成28年度の計画も同じ目標値を設定した。また、利用者離れを起こさぬように病院移転と合わせてルートの見直しを行った。	A 計画どおり事業は適切に実施された。 ※運行日数：366日	B ・利用者数 目標8人/便→実績8人/便 ・収支率 目標60%以上→実績59% 収支率について、ルート変更によって総走行キロに増加があったものの、目標値に近い実績となった。	土浦協同病院での乗降が増加していることから、需要に応じた時間帯の増便を検討するなど、利用状況を勘案した改善を図るとともに本路線の維持に努める。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成29年1月27日

協議会名：	かすみがうら市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	当市は、近隣の土浦市・つくば市に生活圏域としての依存が高く、霞ヶ浦地区の路線バスが全廃となったことは、通勤通学はもとより、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出ており、重要な課題となっていた。 このことから、地域の交通弱者に対し、交通手段の地域格差を解消していくために、将来的にも持続可能な形とした霞ヶ浦広域バスの運行を実施していく必要がある。

平成28年度 かすみがうら市地域公共交通会議（茨城県かすみがうら市）
（地域内フィーダー系統確保維持事業）

地域の公共交通の現況

当市は平成17年3月に霞ヶ浦町と千代田町との合併により誕生し、霞ヶ浦・千代田両地区が交わる市域中心にJR常磐線神立駅がある。公共交通は、路線バス、霞ヶ浦広域バス、デマンド型乗合タクシーの3つが柱となっており、バスについては、市西側の千代田地区のみ路線網があり、関鉄観光バスと関鉄グリーンバスの2社によって、石岡市・土浦市間の5路線が市内を通過する形で運行されている。
一方の霞ヶ浦地区では、路線バス利用が減少傾向にあったことから、維持継続に困難な状況が生じ、平成21年3月31日に3路線が廃止となった。そこで、平成24年6月から霞ヶ浦広域バスを1路線運行している。



事業の目的・必要性

当市は近隣の土浦市・つくば市に生活圏域としての依存が高く、霞ヶ浦地区の路線バスが全廃となったことは、通勤通学はもとより移動手段を持たない高齢者等の日常生活に影響が出ており、大きな課題となっていた。このことから、地域の交通弱者に対し、交通手段の地域格差を解消していくために、将来的にも持続可能な形となる霞ヶ浦広域バスの運行を維持していく必要がある。

事業の概要

地域間交通を確保・維持する取組みとして、土浦駅（土浦市）⇄玉造駅（行方市）を結ぶ霞ヶ浦広域バスを平成24年6月から運行している。

【広域バス「霞ヶ浦広域バス」】

事業者名：関鉄グリーンバス株
運行系統：玉造駅～土浦駅 平成28年2月29日まで25.6km → 平成28年3月1日から29.8km
運行日：年中無休
運行時間帯：平成28年2月29日まで6時35分～18時50分 → 平成28年3月1日から6時25分～21時
運行本数：5往復/日
運行車両：ノンステップバス
運賃：170円～720円

協議会開催状況

- 協議会の開催状況 4回開催
- ・平成27年度第4回（11月26日）運行について（路線変更）
 - ・平成27年度第5回（2月25日）運行計画について
 - ・平成28年度第1回（5月2日）事業計画について
 - ・平成28年度第2回（6月23日）生活交通確保維持改善計画について

前回の事業評価結果の反映状況

前回は利用者と収支率が目標に届かなかったため、平成28年度の計画も同じ目標値を設定した。また、利用者離れを起こさぬように病院移転と合わせてルートの見直しを行った。

定量的な目標・効果

【目標】

- ・1日当たりの利用者数を8人以上とする
- ・収支率を60%以上とする

【効果】

当該路線を維持することにより、生活圏域として依存度の高い土浦・つくば方面への移動手段が確保できる。また、他の路線バスやJR常磐線といった幹線系統と連携できるため、公共交通を乗り継いだ広域的な移動が可能となり、このことは通勤通学や通院、買物など市民にとって重要な路線といえる。

アピールポイント

- ・霞ヶ浦広域バスについては、平成25年4月から茨城県が事業撤退したため、土浦市、行方市と協力し、3市にまたがる広域バス路線として運行を継続している。
- ・学生向けにお得な定期「スクールバス」を販売し、通学利用者数の向上に努めている。

今後の改善点

- ・土浦協同病院での乗降が増加していることから、需要に応じた時間帯の増便を検討する
- ・利用状況を勘案した改善を図るとともに本路線の維持に努める。

目標効果の達成状況

【霞ヶ浦広域バス】

- ・利用者数：29,134人（8人/便）
- ・収支率：58.6%

利用者数が目標値に達したことは、本路線が地域に定着化しつつあり、移動ニーズに対応する運行であることが考えられる。このことは利用者の生活の利便性向上に寄与しており、幹線へ接続する交通手段として維持確保すべき路線バスといえる。

1. これまでの検討過程

これまで、関係者との協議調整及び地域公共交通会議などにおいて再編実施計画策定に向けた検討を重ねてきたところであるが、主に下記に示す理由により、再編認定は困難という結論に至った。

- ・再編認定にあたっては、既存の運行経路や区域をどれだけ見直したかが大きなポイントになるが、本再編計画案では、再編事業について国が考える内容に至らなかった。
- ・市内2地区でデマンドを展開し、市内全域の移動サービスが確保されている中で、同じく市主体の新規アクセス路線を展開することにより、市の財政負担が増大することになり、効率性の向上の観点から考慮すると、再編認定は困難と考えられる。

日程	会議・打合せ	主な内容
平成28年5月2日	第1回地域公共交通会議	・再編実施計画の概要 ・形成計画における重点プロジェクト ・策定スケジュール
平成28年6月23日	第2回地域公共交通会議	・形成計画における重点プロジェクトの計画立案（再編実施計画の骨子）
平成28年7月15日	関東運輸局訪問・協議	・再編実施計画の骨子の説明 ・再編のあり方・考え方に関するアドバイス
平成28年12月7日	関東運輸局訪問・協議	・再編実施計画（素案）の説明
平成29年2月22日	第3回地域公共交通会議	・再編実施計画（案）の進捗状況について

これまで検討してきた再編実施計画（案）は、神立駅アクセス路線の新設、デマンド型乗合タクシーの運用方法の見直し、交通結節点の再整備など、本市にとっては大きな事業規模であり、国の認定による財政支援を前提とした計画であった。

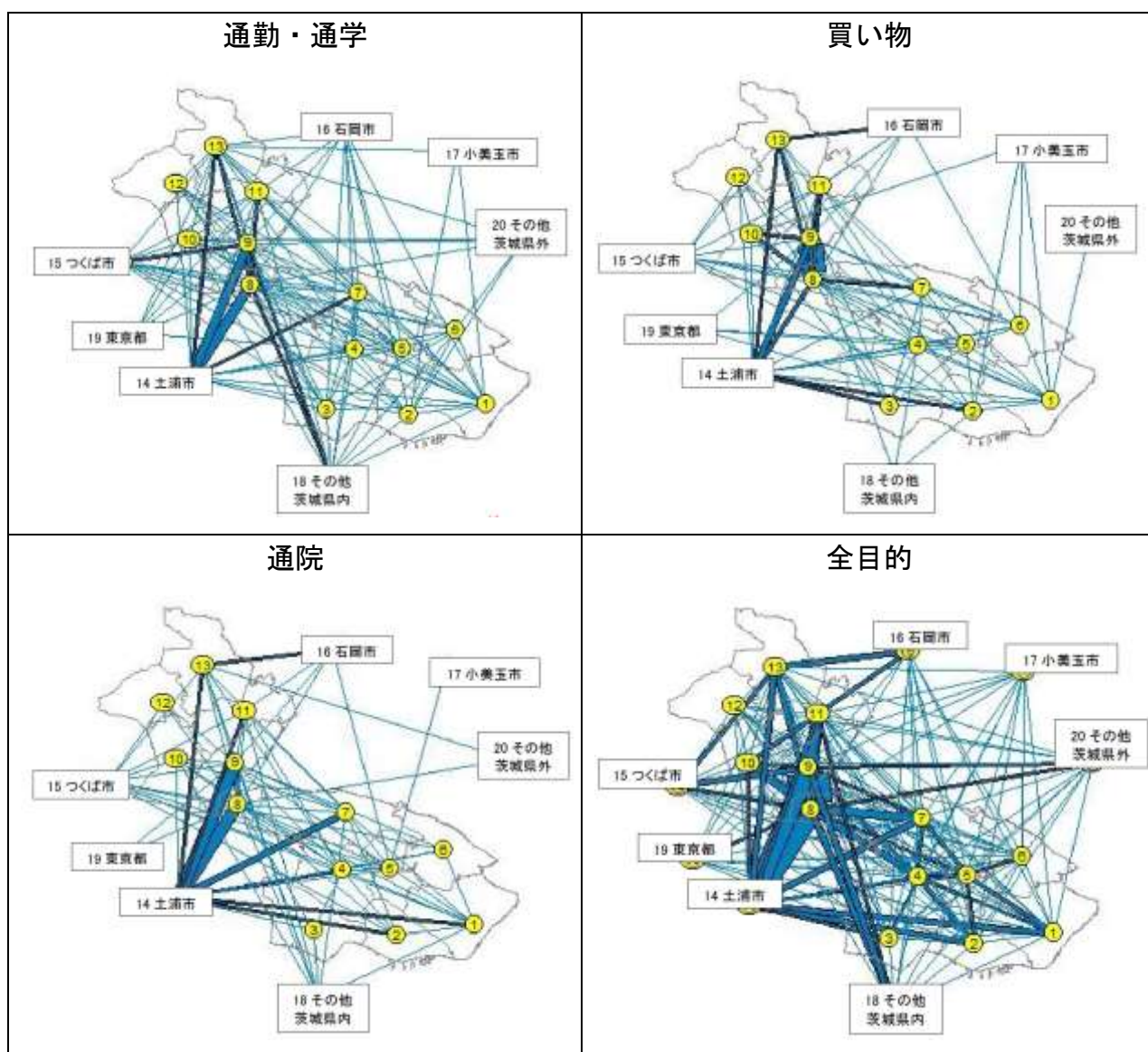
このため、改めて市の財政規模で持続可能な地域公共交通のあり方について見直す契機と捉え、本市の地域公共交通について再検討することとしたい。

2. 本市地域公共交通の今後の方向性

2.1 市民の移動特性・ニーズ

(1) 市民の目的別移動特性

- ・通勤・通学の移動先は、14 土浦市（180 票）と 8 稲吉ほか（104 票）が多い。
- ・買い物の移動先は、8 稲吉ほか、9 下稲吉・新治、14 土浦市に集中している。
- ・通院の移動先は、14 土浦市（238 票）と 8 稲吉ほか（101 票）の 2 箇所ですべての約 7 割を占めている。主に、土浦協同病院と神立病院と想定でき、両病院へのニーズの高さがうかがえる。



出典) 市民アンケート結果(平成 28 年度実施)

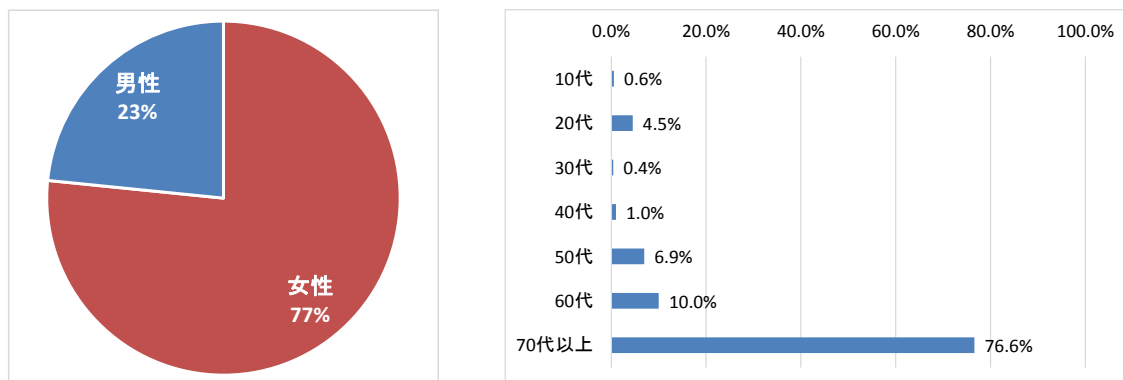
(2) デマンド型乗合タクシーの利用状況

- ・デマンド型乗合タクシーの1日平均利用者数は約40人で、ほとんど1人で利用している。女性が約8割、70歳以上が約8割と多い。
- ・目的施設は、「病院」「JR神立駅」「あじさい館」が多い。
- ・「バスが利用できない」または「家族や知人に送迎してもらえない」という状況によりデマンド型乗合タクシーを利用する人が多い。

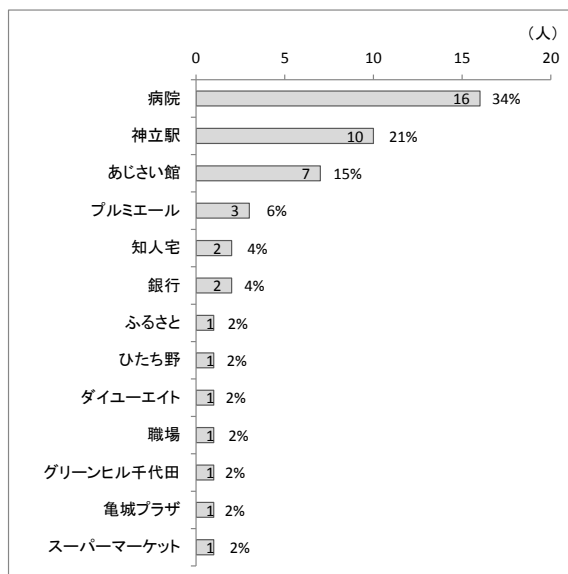
① 1日あたりの利用者数（平成27年4月・5月の実績値）

	4月	5月
1日平均利用者数	39.1	37.9
1日平均利用件数	37.3	36.5
1件あたり利用者数	1.05	1.04

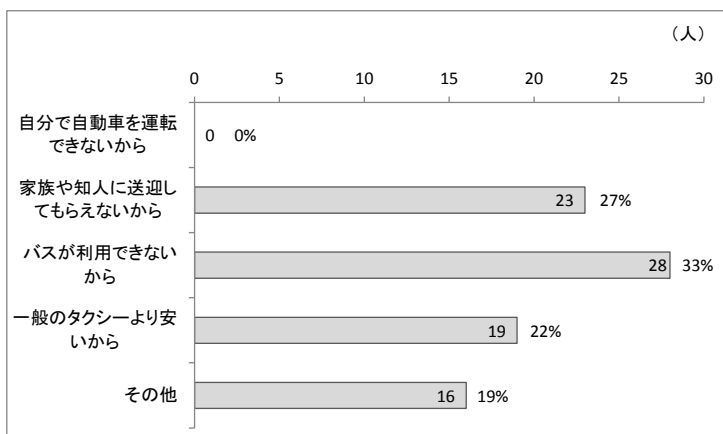
② デマンド型乗合タクシー利用者の性別と年代（実績値）



③ 最終目的地



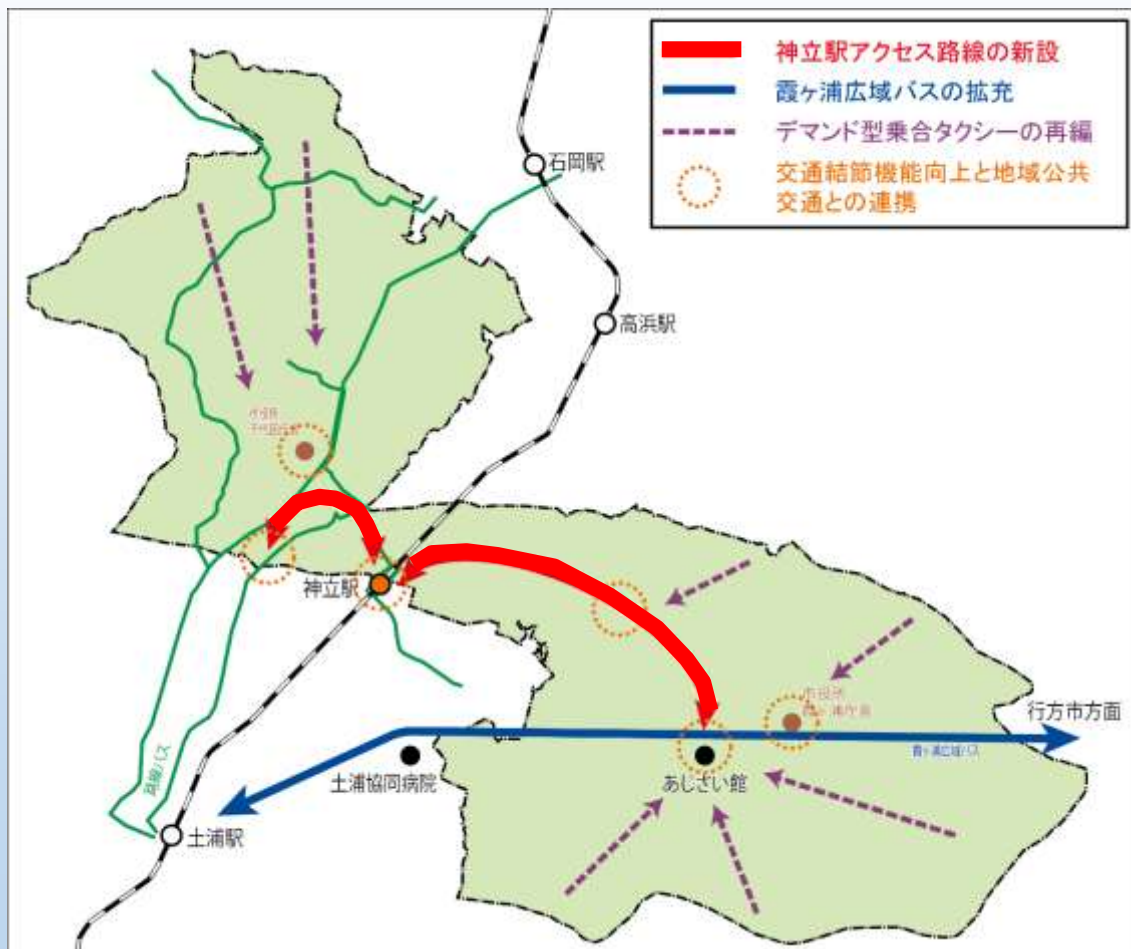
④ デマンド型乗合タクシーを利用する理由



出典) 利用者アンケート結果(平成28年度実施)

2.2 形成計画に位置づけられている重点プロジェクト

- ① 本市の中心的な拠点である JR 神立駅へアクセスできるルートを新規導入する。
- ② 幹線・フィーダーの役割分担を明確にし、デマンド型乗合タクシーをはじめ公共交通全体の運行効率化を図る。
- ③ 霞ヶ浦広域バスのさらなる運行改善について関係機関と協議調整する。
- ④ 主要な交通結節点での待合環境を充実させる。



2.3 地域公共交通の方向性

市の財政負担の軽減を図り、将来的に持続可能な公共交通体系の確立を目指し、以下の2つの施策案について検討していくこととする。

【施策案1】 高齢者や障害者に優しいデマンド型乗合タクシー

○ 施策の背景

- ・現在、デマンド型乗合タクシーは、高齢者の利用がかなり多い。
- ・高齢化率は年々増加しており、今後もその傾向は続くことが予測される。
- また、高齢者夫婦のみの世帯・高齢者単身世帯も増加している。

こうしたことから、高齢者が安心して移動できる環境整備が必要となっている。
また、そうした環境整備は市民全体にも波及するものである。

○ 施策の方向性

- ・ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入について検討する。
- ・補助員が同乗し、車両の乗り降りが困難な人の利用を補助する。
- ・利用者は高齢者／障害者などに限り、運行効率化を図る。

○ 今後の課題

- ・ユニバーサルデザインに配慮した車両の必要性（コストとニーズのバランス）を精査
- ・補助員の確保、待機場所など、補助員を含めた乗務管理方法の検討
- ・利用者の絞り込みに関する検討（高齢者・障害者などに限るのか、全市民を対象とするのかなど）
- ・運行のあり方、体制に関する検討（予約受付方法をどうするか、運行主体・事業主体はどこになるのかなど）

【施策案２】 神立駅アクセス路線の運行スリム化・柔軟化

○ 施策の背景

- ・本市の中心的な拠点である JR 神立駅まで、誰でも利用できる公共交通の整備が求められている。
- ・鉄道や霞ヶ浦広域バス等とのネットワークを強化することにより、公共交通で行くことのできる場所が増え、移動の選択肢が増加する。
- ・国の地域内フィーダー系統の補助対象にならないため、移動制約者等の交通手段確保と財政負担のバランスを考慮し、市の身の丈に合った柔軟な交通ネットワークを検討する契機とする。

○ 施策の方向性

- ・中心市街地へのアクセス確保、市民ニーズへの対応
- ・車両のスリム化（小型バス／バンなど）
- ・運行時間及びルートの柔軟化（たとえば、朝夕は通勤通学需要に、日中は買い物や通院需要に対応できる運行ダイヤ・ルートとする・・・など）
- ・鉄道及び霞ヶ浦広域バスとの相乗効果（鉄道や霞ヶ浦広域バスとの接続性を考慮することにより、公共交通機関相互の利便性向上ならびに利用増を図る。）

○ 今後の課題

- ・運用方法の検討（たとえば、朝夕の通勤通学時間帯は予約なしの定時定路線運行、日中は予約制のデマンド型定路線運行など、柔軟な運用方法について検討）
- ・ルートの検討（車両の小型化により、細街路も走行可能となり、市民のニーズに合わせた柔軟なルート検討が可能となる）
- ・運行のあり方、体制に関する検討（運行主体・事業主体はどこになるのかなど）

報告第5号 霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について

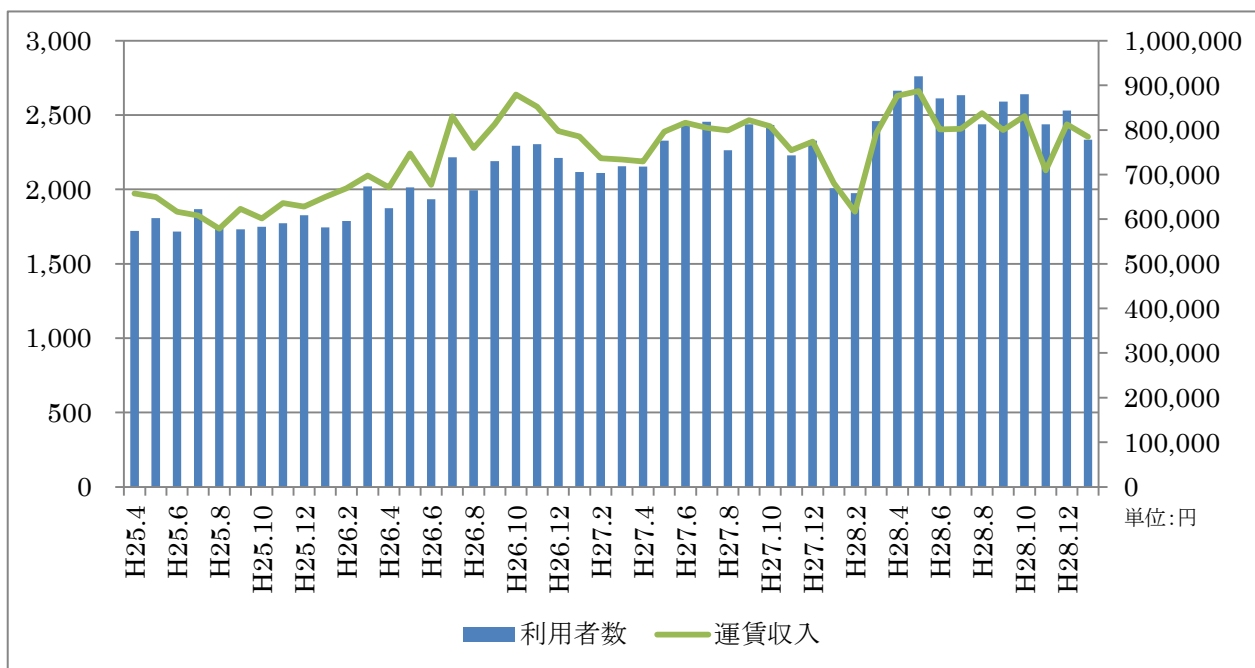
1 霞ヶ浦広域バス運行状況中間報告（平成28年4月1日～平成29年1月31日）

- ① 運行区間 土浦駅から玉造駅
- ② 運行日数 306日 1日5往復
- ③ 利用者数 25,642人
- ④ 一日あたり平均利用者数 83.8人

() : 前年利用者数

月	利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	2,664 (2,153)	88.8	729,291
5月	2,761 (2,329)	89.1	796,384
6月	2,613 (2,456)	87.1	816,137
7月	2,634 (2,456)	85.0	805,014
8月	2,437 (2,264)	78.6	799,244
9月	2,590 (2,438)	86.3	821,603
10月	2,640 (2,434)	85.2	807,947
11月	2,438 (2,230)	81.3	854,756
12月	2,531 (2,329)	81.6	774,022
1月	2,334 (2,007)	75.3	680,544
計	25,642 (23,096)	83.8	7,104,398

・利用実績の推移（H25.4～H29.1）



※ H26.4～ スクールバス販売開始

2 デマンド型乗合タクシー運行状況中間報告（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日）

・霞ヶ浦地区（運行台数 2 台）

- ① 運行区間 霞ヶ浦地区
- ② 運行日数 200 日
- ③ 利用者数 3,550 人
- ④ 一日あたり平均利用者数 17.8 人

・千代田地区（運行台数 1 台）

- ① 運行区間 千代田地区
- ② 運行日数 200 日
- ③ 利用者数 3,294 人
- ④ 一日あたり平均利用者数 16.5 人

・霞ヶ浦地区

() : 前年利用者数

月	利用者数 (人)	1 日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4 月	358 (437)	17.9	86,200	78,900
5 月	297 (365)	15.6	67,000	70,300
6 月	385 (441)	17.5	87,200	76,800
7 月	336 (408)	16.8	76,600	83,900
8 月	353 (318)	16.8	84,000	63,500
9 月	344 (348)	17.2	80,400	70,600
10 月	372 (424)	18.6	84,000	79,300
11 月	381 (372)	19.1	85,600	82,000
12 月	381 (424)	20.1	82,600	78,500
1 月	343 (345)	18.1	75,800	75,500
計	3,550 (3,882)	17.8	809,400	759,300

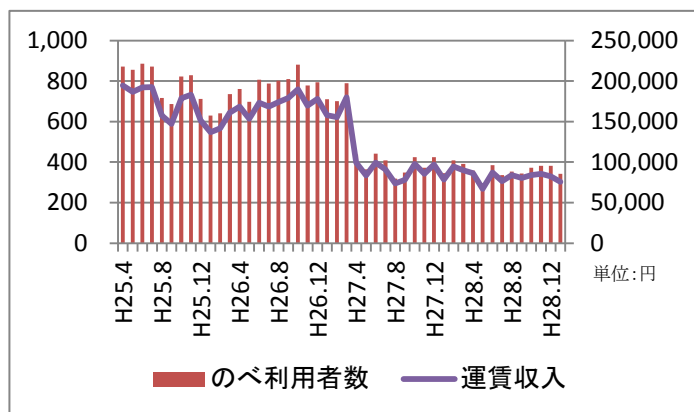
・千代田地区

() = 前年利用者数

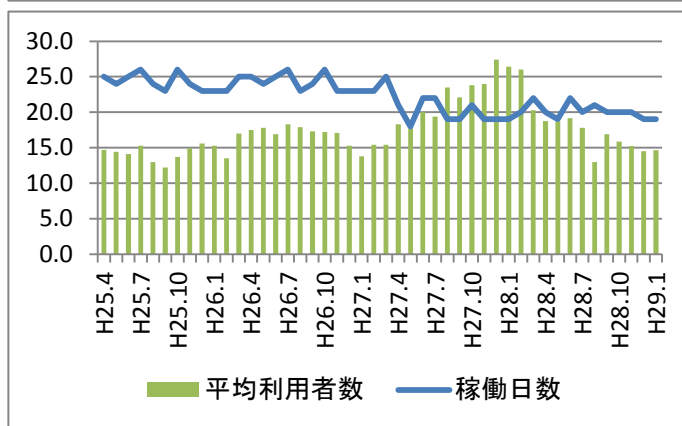
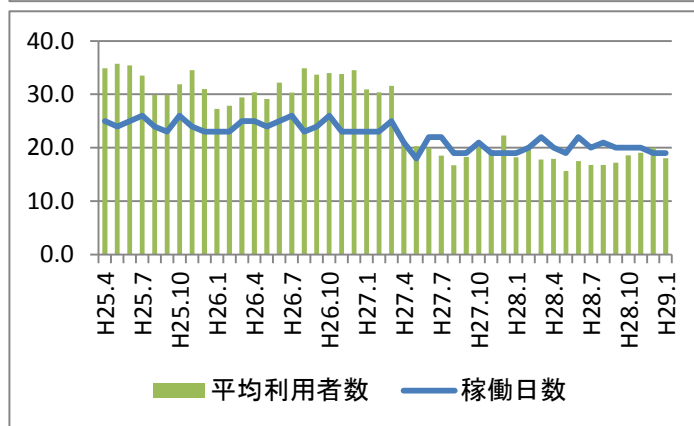
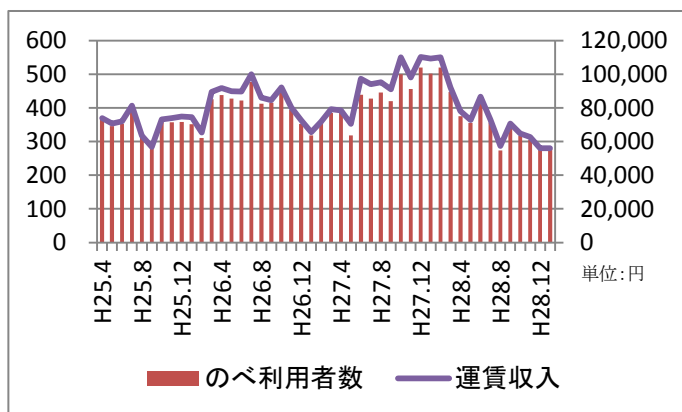
月	利用者数 (人)	1 日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4 月	375 (385)	18.8	78,000	50,000
5 月	355 (318)	18.7	72,800	50,000
6 月	421 (439)	19.1	86,600	100,000
7 月	356 (427)	17.8	73,000	50,000
8 月	273 (446)	13.0	57,400	50,000
9 月	338 (420)	16.9	70,600	50,000
10 月	317 (500)	15.9	64,800	100,000
11 月	305 (456)	15.3	62,600	0
12 月	276 (520)	14.5	56,000	100,000
1 月	278 (502)	14.6	56,000	50,000
計	3,294 (4,413)	16.5	677,800	600,000

・利用実績の推移（H25.4～H29.1）

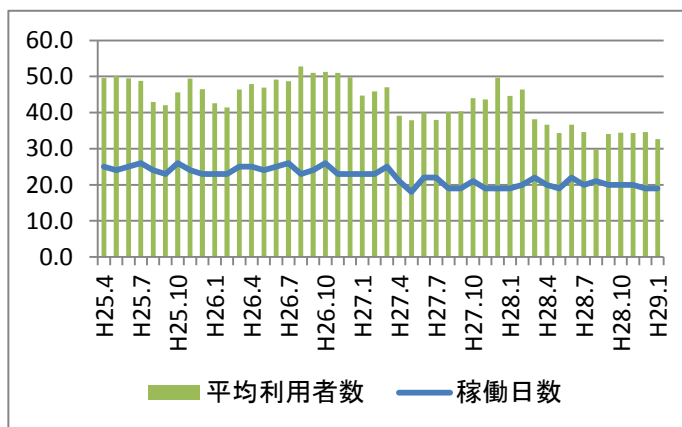
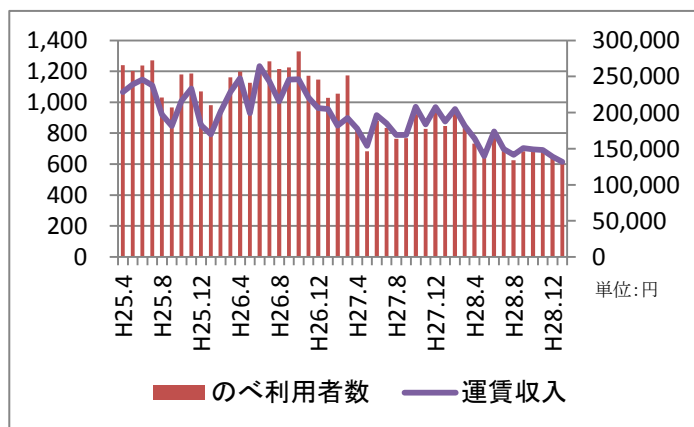
<霞ヶ浦地区>



<千代田地区>



<全体>



承認第3号 平成29年度デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者について

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、千代田地区並びに霞ヶ浦地区の運行事業者を公募したところ、参加事業者が本年度の受託事業者のみであったことから、当該業務委託に係る事業者選定要領のとおり、本交通会議における書類審査にて次のとおり委託事業者を選定したため承認を求めるものです。

《千代田地区》 … 有限会社千代田タクシー（かすみがうら市稲吉 5-3-9）

《霞ヶ浦地区》 … 有限会社美並タクシー（かすみがうら市深谷 3430-1）

○かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領
[承認第3号／参考資料1]

○かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書
[承認第3号／参考資料2]

○かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る
事業者選定要領
[承認第3号／参考資料3]

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領について

1. 目 的

かすみがうら市地域公共交通会議では、かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」に基づき、効率的で利便性の高い公共交通サービスの確立を目指し、デマンド型乗合タクシーの運行を実施します。

実施にあたり、この業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式によって決定しますので、参加する事業者を募集します。

2. 委託業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業 務 名 | かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託 |
| (2) 内容・期間 | かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書
(参考資料2) のとおり |
| (3) 委託上限額 | 千代田地区 5,290,000 円以内（税抜き）
霞ヶ浦地区 11,240,000 円以内（税抜き）
※いずれも予備車は含まない |

3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 市内に営業所を有する者であること。ただし、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合はこの限りでない。
- (5) 運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する者であること。

4. プレゼンテーション

- | | |
|----------|---|
| (1) 期 日 | 平成29年2月上旬 |
| (2) 場 所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎 |
| (3) 審査方法 | かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る事業者選定要領(参考資料3)による。 |

※プレゼンテーション時間は15分以内とする。

※審査は提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断します。

※審査結果については、後日連絡いたします。

6. 応募手続き

募集は、千代田地区と霞ヶ浦地区を個別に行います。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書

- ②見積書
- ③会社定款
- ④登記事項証明書
- ⑤団体の役員名簿その他これに類する書類
- ⑥前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書
- (2) 提出部数
応募地区ごとに提出する。
原本 1 部、副本は提出書類①・②を 7 部、提出書類③・④・⑤・⑥は 1 部
- (3) 提出期限
平成 29 年 1 月 24 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出方法・提出先
持参もしくは郵送にて「9. 問い合わせ」へ提出

7. 参加事業者の失格

- (1) 3 項の参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

8. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

9. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室政策経営課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：石川）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL 0299-59-2111（内線）1212 ／ FAX 0299-59-2176

※ 受付：土、日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

E-mail/kikaku@city.kasumigaura.ibaraki.jp

<かすみがうら市公式ホームページ> <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/>
トップページ「くらし・手続き」 → 公共交通

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

1. 業務の目的

「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」に基づく効率的で利便性の高い公共交通サービスの確立。

2. 業務名

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託

3. 事業主体

かすみがうら市地域公共交通会議

4. 運行主体

道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者。

5. 業務委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

6. 対象区域

千代田地区と霞ヶ浦地区の2区域とし、地区ごとに委託事業者を募集する。

7. 業務内容

(1) 運行内容

① 運行形態

道路運送法に基づく乗合事業による予約型の区域運行（利用登録者のみ対象）

② 運行日

月曜日から金曜日までの週5日間

※土・日曜、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

③ 運行時間

＜平日＞ 9時、10時、11時、13時、14時、15時、16時、17時（8便）

※霞ヶ浦地区の運行車両1台は18時便の運行を行う。

④ 利用対象者

事前登録をした方

⑤ 乗車料金

1乗車400円

※65歳以上・障害者・介添者・高校生以下200円／3歳未満無料

⑥ 乗車料金の支払い方法

回数券による支払い

※回数券販売窓口：乗合タクシー車内

市地域交通会議事務局（市政策経営課内）

⑦ 運行区域（市外乗降箇所を含む）

別図のとおり

(2) 運行方法

①市地域公共交通会議がオペレーター業務を行い、配車システムにおいて予約受付、問合せ等への対応、配車管理を行う。

※受付は運行日の 8:30～17:00（正午から 13 時を除く）とし、利用希望時間の 1 時間前までに予約。

ただし、9 時便は前日まで、13 時便は正午まで、18 時便（霞ヶ浦地区）は 17 時までの予約とする。

② 運行車両に市地域公共交通会議が貸与する車載器を置き、配車システムからの情報に応じた運行を行う。

(3) 運行車両について

① 運行車両

セダン又はワゴン型車両 ※緑ナンバー車両であること。

② 運行車両台数

千代田地区 1 台 / 霞ヶ浦地区 2 台

③ 運行車両表示

車両の両側面に乗合タクシーと分かるマグネットシートを貼付する。

④ 予備車両

通常運行する車両以外に予備車両を確保する。

(4) 運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

(5) 事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

(6) 苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

8. 業務留意事項

(1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。

(2) 受託者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援を行うこと。

(3) 受託者は業務の全般に関して適宜、市地域公共交通会議事務局と必要な打合わせを行うこと。

【問い合わせ】

かすみがうら市 市長公室 政策経営課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：石川）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL 0299-59-2111（内線）1212 / FAX 0299-59-2176

（問合せ時間：土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

E-mail kikaku@city.kasumigaura.ibaraki.jp

<かすみがうら市公式ホームページ>

<http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/>

トップページ「くらし・手続き」 → 公共交通

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る事業者選定要領

1. 目 的

この要領は、かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務を委託する業者（以下「委託事業者」という。）を選定することを目的とする。

2. 委託内容

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託

3. 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定する。ただし、公募型プロポーザルへの参加事業者がかすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務の受託実績がある事業者のみとされた場合はこの限りではなく、かすみがうら市地域公共交通会議における書類審査において選定できるものとする。

4. 選定委員会

(1) 選定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

市長公室長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、区長会長、商工会長

(2) 選定委員会に委員長を置き、委員長に市長公室長を充てる。

(3) 選定委員会の事務は、市地域公共交通会議事務局の政策経営課において処理する。

5. 選定方式

公募型プロポーザル方式によって、参加事業者からの提出書類等の妥当性を審査して選定する。

議案第 6 号 平成 29 年度地域公共交通運行計画（案）について

1. 霞ヶ浦広域バス

① 運行方法

31 人乗りノンステップバス 1 台による土浦駅から玉造駅の定時定路線運行

② 運行期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

③ 運行日

毎日運行

④ 運行本数

5 往復／日

⑤ 運行時刻

別紙 1 時刻表 参照

⑥ 利用対象者

すべての人が利用可能

⑦ 運賃

別紙 2 普通旅客運賃表 参照

⑧ 運賃の支払い

現金、定期券

⑨ 運行ルート・停留所

別紙 3 運行系統略図 参照

⑩ 運行事業者

関鉄グリーンバス株式会社

⑪ 運行補助

路線沿線 3 市で補助金総額 650 万円(国庫補助含む)を限度に、運行距離により
分担する。

・補助金分担予定額

区分	単位	合 計	土浦市	行方市	市公共交通会議	国庫補助
運行	km	25.8	7.8	4.4	13.6	
距離	円	6,500,000	812,000	619,000	1,511,000	3,558,000

⑫ 企画乗車券

利用促進策として霞ヶ浦広域バス特別割引定期券の発売

別紙 4 特別割引定期券発売概要 参照

⑬ その他

予備車両 1 台

2. デマンド型乗合タクシー

① 運行方法

・千代田地区

車両 1 台による千代田地区内の戸口から指定乗降箇所へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、JR 神立駅西口、神立病院、中貫停留所への運行を行う。

・霞ヶ浦地区

車両 2 台による霞ヶ浦地区内の戸口から指定乗降箇所へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は JR 神立駅西口への運行を行う。

② 運行期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

③ 運行日

毎週月曜から金曜日

※土曜・日曜・祝日、8 月 13 日～15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は運休

※予約の無い便は運行しない

④ 運行便数・運行時刻

1 日 8 便

9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※霞ヶ浦地区の運行車両の 1 台は 18 便の運行にも対応

※利用対象者：かすみがうら市在住で事前に利用者登録のある方

⑤ 登録・予約

・登録方法

所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、市地域公共交通会議事務局に提出。

・予約受付

予約センターにおいて電話で、利用希望日の 3 営業日前から利用希望時間の 1 時間前まで予約を受ける。（運行管理システム）

受付時間は、運行日の 8:30 から 17:00（正午から 13:00 までを除く）とする。

※9:00 便の予約は前日まで、13:00 便の予約は正午まで、18:00 便（霞ヶ浦地区）は 17:00 までの受け付けとする。

⑥ 運賃

1 乗車 400 円

（65 歳以上・障害者・介添者・高校生以下：200 円／3 歳未満：無料）

⑦ 運賃の支払い

回数券による支払いとする。

※回数券販売窓口：乗合タクシー車内、政策経営課内地域公共交通会議事務局

※回数券販売金額：1,000 円（100 円券 10 枚綴り）

なお、販売した回数券の払戻しについては、額面通り取り扱う。

※回数券払戻窓口：政策経営課内交通会議事務局

⑧ 運行区域・乗降箇所

別紙 5 乗合タクシー運行図 参照

⑨ その他

各地区予備車両 1 台

⑩ 運行委託料について

運行事業者と市公共交通会議間で、乗合タクシー運行事業委託契約を結び、委託料の支払いを事業実施月の翌月に行うこととする。

霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）運行時刻表

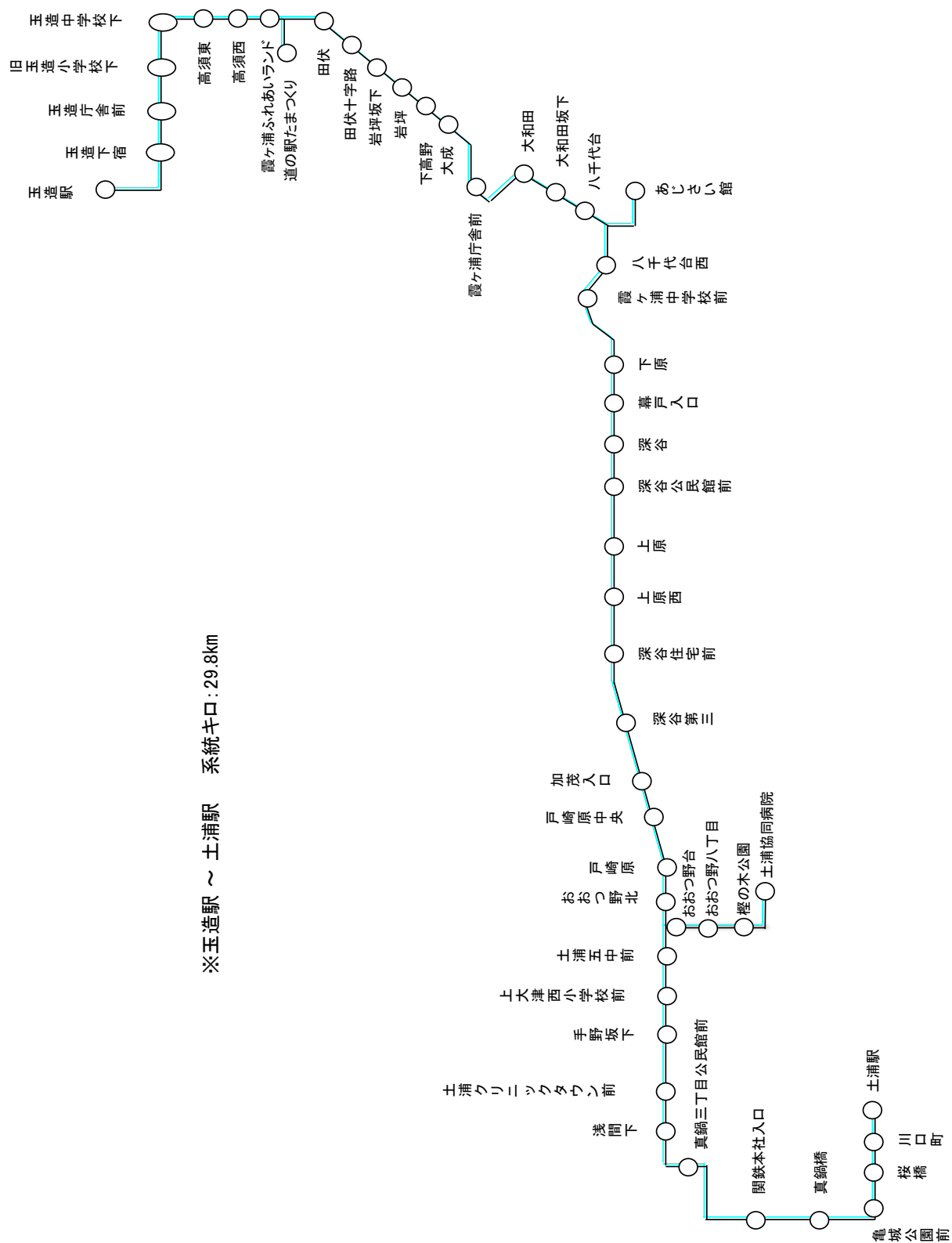
時刻表（土浦駅方面）					
停留所名	玉造駅発				
玉造駅	6:25	9:20	12:00	15:40	18:20
玉造下宿	6:26	9:21	12:01	15:41	18:21
玉造庁舎前	6:26	9:21	12:01	15:41	18:21
旧玉造小学校下	6:27	9:22	12:02	15:42	18:22
玉造中学校下	6:28	9:23	12:03	15:43	18:23
高須東	6:29	9:24	12:04	15:44	18:24
高須西	6:30	9:25	12:05	15:45	18:25
霞ヶ浦ふれあいランド	6:31	9:26	12:06	15:46	18:26
道の駅たまつくり	6:32	9:27	12:07	15:47	18:27
田伏	6:35	9:30	12:10	15:50	18:30
田伏十字路	6:36	9:31	12:11	15:51	18:31
岩坪坂下	6:39	9:34	12:14	15:54	18:34
岩坪	6:41	9:36	12:16	15:56	18:36
下高野	6:42	9:37	12:17	15:57	18:37
大成	6:43	9:38	12:18	15:58	18:38
霞ヶ浦庁舎前	6:45	9:40	12:20	16:00	18:40
大和田	6:46	9:41	12:21	16:01	18:41
大和田坂下	6:48	9:43	12:23	16:03	18:43
八千代台	6:50	9:45	12:25	16:05	18:45
あじさい館	6:52	9:47	12:27	16:07	18:47
八千代台西	6:52	9:47	12:27	16:07	18:47
霞ヶ浦中学校前	6:53	9:48	12:28	16:08	18:48
下原	6:54	9:49	12:29	16:09	18:49
幕戸入口	6:55	9:50	12:30	16:10	18:50
深谷	6:56	9:51	12:31	16:11	18:51
深谷公民館前	6:57	9:52	12:32	16:12	18:52
上原	6:57	9:52	12:32	16:12	18:52
上原西	6:58	9:53	12:33	16:13	18:53
深谷住宅前	6:58	9:53	12:33	16:13	18:53
深谷第三	6:59	9:54	12:34	16:14	18:54
加茂入口	7:00	9:55	12:35	16:15	18:55
戸崎原中央	7:01	9:56	12:36	16:16	18:56
戸崎原	7:02	9:57	12:37	16:17	18:57
おおつ野北	7:03	9:58	12:38	16:18	18:58
おおつ野台	7:03	9:58	12:38	16:18	18:58
おおつ野八丁目	7:03	9:58	12:38	16:18	18:58
榎の木公園	7:04	9:59	12:39	16:19	18:59
土浦協同病院	7:05	10:00	12:40	16:20	19:00
榎の木公園	7:06	10:01	12:41	16:21	19:01
おおつ野八丁目	7:06	10:01	12:41	16:21	19:01
おおつ野台	7:07	10:02	12:42	16:22	19:02
土浦五中前	7:09	10:04	12:44	16:24	19:04
上大津西小学校前	7:11	10:06	12:46	16:26	19:06
手野坂下	7:12	10:07	12:47	16:27	19:07
土浦クリニックタウン前	7:15	10:10	12:50	16:30	19:10
浅間下	7:17	10:11	12:51	16:31	19:11
真鍋三丁目公民館前	7:20	10:13	12:53	16:33	19:13
関鉄本社入口	7:24	10:16	12:56	16:36	19:16
真鍋橋	7:26	10:17	12:57	16:37	19:17
亀城公園前	7:28	10:18	12:58	16:38	19:18
桜橋	7:30	10:19	12:59	16:39	19:19
川口町	7:32	10:20	13:00	16:40	19:20
土浦駅	7:40	10:25	13:05	16:45	19:25

時刻表（玉造駅方面）					
停留所名	土浦駅（西口6番のりば）				
土浦駅	7:55	10:40	13:20	17:00	19:50
川口町	7:56	10:41	13:21	17:01	19:51
桜橋	7:57	10:42	13:22	17:02	19:52
亀城公園前	7:58	10:43	13:23	17:03	19:53
真鍋橋	7:59	10:44	13:24	17:04	19:54
関鉄本社入口	8:00	10:45	13:25	17:05	19:55
真鍋三丁目公民館前	8:03	10:48	13:28	17:08	19:58
浅間下	8:05	10:50	13:30	17:10	20:00
土浦クリニックタウン前	8:06	10:51	13:31	17:11	20:01
手野坂下	8:09	10:54	13:34	17:14	20:04
上大津西小学校前	8:11	10:56	13:36	17:16	20:06
土浦五中前	8:13	10:58	13:38	17:18	20:08
おおつ野台	8:14	10:59	13:39	17:19	20:09
おおつ野八丁目	8:14	10:59	13:39	17:19	20:09
榎の木公園	8:15	11:00	13:40	17:20	20:10
土浦協同病院	8:20	11:05	13:45	17:25	20:15
榎の木公園	8:21	11:06	13:46	17:26	20:16
おおつ野八丁目	8:21	11:06	13:46	17:26	20:16
おおつ野台	8:22	11:07	13:47	17:27	20:17
おおつ野北	8:22	11:07	13:47	17:27	20:17
戸崎原	8:23	11:08	13:48	17:28	20:18
戸崎原中央	8:23	11:08	13:48	17:28	20:18
加茂入口	8:24	11:09	13:49	17:29	20:19
深谷第三	8:25	11:10	13:50	17:30	20:20
深谷住宅前	8:26	11:11	13:51	17:31	20:21
上原西	8:27	11:12	13:52	17:32	20:22
上原	8:27	11:12	13:52	17:32	20:22
深谷公民館前	8:28	11:13	13:53	17:33	20:23
深谷	8:29	11:14	13:54	17:34	20:24
幕戸入口	8:30	11:15	13:55	17:35	20:25
下原	8:31	11:16	13:56	17:36	20:26
霞ヶ浦中学校前	8:32	11:17	13:57	17:37	20:27
八千代台西	8:33	11:18	13:58	17:38	20:28
あじさい館	8:34	11:19	13:59	17:39	20:29
八千代台	8:35	11:20	14:00	17:40	20:30
大和田坂下	8:37	11:22	14:02	17:42	20:32
大和田	8:39	11:24	14:04	17:44	20:34
霞ヶ浦庁舎前	8:41	11:26	14:06	17:46	20:36
大成	8:42	11:27	14:07	17:47	20:37
下高野	8:43	11:28	14:08	17:48	20:38
岩坪	8:44	11:29	14:09	17:49	20:39
岩坪坂下	8:46	11:31	14:11	17:51	20:41
田伏十字路	8:49	11:34	14:14	17:54	20:44
田伏	8:51	11:36	14:16	17:56	20:46
道の駅たまつくり	8:54	11:39	14:19	17:59	20:49
霞ヶ浦ふれあいランド	8:54	11:39	14:19	17:59	20:49
高須西	8:55	11:40	14:20	18:00	20:50
高須東	8:56	11:41	14:21	18:01	20:51
玉造中学校下	8:57	11:42	14:22	18:02	20:52
旧玉造小学校下	8:58	11:43	14:23	18:03	20:53
玉造庁舎前	8:59	11:44	14:24	18:04	20:54
玉造下宿	9:00	11:45	14:25	18:05	20:55
玉造駅	9:05	11:50	14:30	18:10	21:00

霞ヶ浦広域バス普通旅客運賃

																	玉造駅		
															旧玉造小学校下		170		
														高須東		170	170		
													霞ヶ浦ふれあいランド		170	170	190		
												田伏		170	190	210	260		
											田伏十字路		170	190	210	260	310		
										岩坪坂下		170	190	260	260	310	360		
									下高野		170	190	210	310	310	360	410		
								大和田		170	190	210	260	360	360	410	460		
							大和田坂下		170	190	210	260	310	410	410	460	520		
						八千代台西		170	170	210	260	310	360	460	460	520	520		
					幕戸入口		170	190	210	260	310	360	410	520	520	520	520		
				上原西		170	190	210	260	310	360	410	410	520	520	520	520		
			加茂入口		170	170	210	260	260	310	360	410	410	520	520	520	520		
		戸崎原		170	190	210	260	310	310	360	410	460	460	570	570	570	570		
	土浦協同病院			170	190	210	260	310	360	360	410	460	520	520	620	620	620		
			土浦五中前		170	170	190	210	260	310	360	360	410	460	520	520	620	620	
		上木津西小学校前		170	210	190	210	260	310	360	410	410	460	520	520	620	620	620	
	土浦グランド前		170	190	260	210	260	310	360	460	460	460	520	570	570	570	670	670	
		真鍋三丁目 公民館前		170	190	210	280	260	310	360	410	460	460	520	570	570	570	670	670
	亀城公園		170	180	210	250	320	300	360	410	460	520	520	520	570	620	620	720	720
	土浦駅	170	200	200	210	260	330	310	360	410	460	520	520	520	570	620	620	720	720

霞ヶ浦広域バス運行系統略図



特別割引定期券発売概要

関鉄グリーンバス株式会社

1. 名称

霞ヶ浦広域バス「スクールパス」

2. 利用できる方

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び当社の指定する各種学校に通学する児童、生徒、学生。

3. 利用できる区間

玉造駅 ～ 土浦駅(霞ヶ浦広域バス)

4. 運賃

1ヵ月 10,000 円

5. 発売期間及び適用期間

平成 30 年 3 月 31 日まで

発売日は、新規 7 日前・継続 14 日前

6. 購入時必要書類

- ・年度初めの購入…通学証明書
- ・同一年度内の継続購入…旧定期券(使用中)

7. 発売先

- ・関鉄観光バス(株)土浦駅前サービスカウンター
- ・関鉄グリーンバス(株) 鉾田営業所・石岡営業所
- ・かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎
- ・御菓子司 吉田屋(行方市)

8. 払戻し

10,000 円 -(720 円×2×使用日数)- 手数料 500 円

払戻窓口は、土浦駅前サービスカウンター及び関鉄グリーンバス(株)営業所にて扱う。

9. その他

関鉄グリーンバス(株)運送約款に定める。

議案第 7 号 高齢者運転免許証自主返納支援事業について

公共交通の利用促進と交通事故の防止を目的に、高齢のため運転免許を返納された方の移動支援を平成 29 年 4 月 1 日から実施するものです。

<実施主体>

かすみがうら市地域公共交通会議

<対象者>

有効期限内のすべての運転免許証を自主返納されたかすみがうら市民で、次の事項すべてに該当する方

1. 自主返納時に満 65 歳以上の方

※満 64 歳の方で、有効期限が満了する日の直前の誕生日の 1 か月前から前日までに自主返納をした方を含みます。

2. 自主返納してから 6 か月を経過していない方

<支援内容>

路線バス回数乗車券・・・20,000 円分

◎次のバス事業者が運行する路線バスで利用できます。

●関鉄グリーンバス(株) ●関鉄観光バス(株)

<申請方法>

必要事項を記入した申請書に「運転経歴証明書」又は「取消通知書の写し」を添えて、市地域公共交通会議事務局に提出(郵送可)。

※申請書は市地域公共交通会議事務局に用意するほか、市ホームページでダウンロード可能。窓口で申請書の記入を希望される方は印鑑を持参。

※支援の決定は申請書類審査後とする。

.....

○かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(案)

[議案第 7 号/別紙 1]

○かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

[議案第 7 号/別紙 2]

○かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

[議案第 7 号/別紙 3]

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者の移動を支援し、交通事故の減少を図るため、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)運転免許 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 84 条に規定する運転免許をいう。
- (2)運転免許証 法第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であつて、法第 92 条の 2 に規定する有効期間内のものをいう。
- (3)自主返納 法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納することをいう。

(対象者)

第 3 条 支援事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1)自主返納時に満 65 歳以上(満 64 歳の者で、法第 92 条の 2 に規定する有効期間が満了する日の直前の誕生日の 1 か月前から前日までに自主返納をした者を含む。)の者
- (2)自主返納してから 6 か月を経過していない者

(支援内容)

第 4 条 支援事業の内容は、路線バス等の回数乗車券を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の回数券の交付額は 2 万円とする。
- 3 支援事業は、対象者 1 人につき 1 回を限度とする。

(支援の申請)

第 5 条 支援を受けようとする者は、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(様式第 1 号)に法第 104 条の 4 第 6 項に規定する運転経歴証明書又は道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 30 条の 9 第 4 項に規定する取消通知書の写しを添えて、かすみがうら市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

(支援の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、必要な事項を確認のうえ支援の可否を決定し、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

かすみがうら市地域公共交通会議会長

住 所 かすみがうら市

氏 名

印

生年月日

年

月

日生

年齢

歳

電 話

すべての運転免許の取消しを申請し、運転免許証を自主的に返納しましたので、関係書類を添えて申請します。

1 自主返納日 年 月 日

2 添付書類

※「申請による運転免許の取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写し

3 回数乗車券の種類

☐ 関鉄グリーンバス(株)

☐ 関鉄観光バス(株)

※「関鉄グリーンバス(株)」又は「関鉄観光バス(株)」を選択してください

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

(申請者)

氏 名 様

かすみがうら市地域公共交通会議会長 印

年 月 日付で申請のあった「かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請」につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 申請が条件を満たしていると認めるので、下記のとおり支援します。
- 2 下記の理由により支援対象になりません。